

議案第 79 号

福生病院組合規約の変更について

福生病院組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議決を求める。

令和元年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

（提案理由）

福生病院組合の病院事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部を適用することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、規約を変更することについて協議したいので、本案を提出する。

福生病院企業団規約

福生病院組合規約（平成 12 年 3 月 27 日東京都知事許可）の全部を変更する。

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この企業団は、福生病院企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団の構成団体）

第2条 企業団は、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

（企業団の共同処理する事務）

第3条 企業団は、病院の設置及び管理・運営に関する事務を共同処理する。

（公営企業法の適用）

第4条 企業団が経営する病院事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用する。

（企業団の事務所の位置）

第5条 企業団の事務所は、東京都福生市加美平一丁目6番地1に置く。

第2章 企業団の議会

（議会の組織及び議員の選挙方法）

第6条 企業団に議会を置く。

2 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は9人とし、その選挙区及び人数は、次の各号に定めるところによる。

（1）福生市 3人

（2）羽村市 3人

（3）瑞穂町 3人

3 企業団議員は、構成市町の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。

（議員の任期等）

第7条 企業団議員の任期は、構成市町の議員の任期による。

2 企業団議員が構成市町の議員の職を失ったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった構成市町の議会において、速やかに、補欠選挙を行わなければならない。

4 前項の規定により選挙された企業団議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第8条 企業団の議会は、企業団議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

- 3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、構成市町の長が共同して任命する。
- 3 企業長の任期は、4年とする。ただし、再任することができる。

(職員)

第10条 企業団に職員を置き、企業長がこれを任免する。

(監査委員)

第11条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、企業団議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、企業団議員のうちから選任された者にあつては企業団議員の任期により、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁方法)

第12条 企業団の経費は、構成市町の負担金、国庫支出金、東京都支出金、企業団財産から生ずる収入、使用料、手数料及びその他の収入をもってこれを支弁する。

(負担金)

第13条 前条の構成市町の負担金の額は、企業長が毎年度企業団の議会の議決を経てこれを定める。

- 2 臨時に経費の必要があるときは、企業長が企業団の議会の議決を経てその都度これを定める。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第14条 構成市町に重大な影響がある企業団経営の基本方針、その他重要な事項について協議するため、福生病院企業団運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、構成市町の長及び企業長（以下「構成市町長等」という。）をもって充て、構成市町長等の職を失ったときは、

委員の職を失う。

- 3 構成市町長等に事故あるとき又は欠けたときは、構成市町長等の職務を代理する者が委員の職務を行う。
- 4 協議会の運営その他必要な事項については、協議会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約施行の際、変更前の規約第5条の規定に基づき、構成市町の議会議員のうちから選挙され議員の職にある者については、変更後の規約第6条第3項の規定により選挙された議員とみなす。
- 3 この規約施行の際、変更前の規約第10条の規定に基づき、組合の職員として任命された者については、変更後の規約第10条の規定により任命された職員とみなす。
- 4 この規約施行の際、変更前の規約第11条の規定に基づき、監査委員の職にある者については、変更後の規約第11条の規定により選任された監査委員とみなす。
- 5 この規約施行の際、変更前の規約第12条及び第13条の規定に基づき定められた負担金の額等については、変更後の規約第12条及び第13条の規定により定められたものとみなす。